平成31年労第45号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで再審査請求 人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給 付を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、派遣労働者として、受付・一般事務の業務に従事していた。
- 2 請求人は、〇年〇月〇日、C医療機関に受診したところ「急性気管支炎、咳喘息」 (以下併せて「本件疾病」という。)」と診断され、同年〇月〇日、D医療機関に 受診し「咳喘息」と診断された。

請求人によると、同年〇月〇日及び同月〇日、派遣先事業場の会社E(以下「派遣先事業場」という。)で受付業務に従事していた際、受付エリアの模様替えのため書類等の移動時に、ほこりや粉じんが舞い、咳が出始めたものであるという。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして数次にわたり療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の各処分 (以下「本件各処分」という。)をしたことから、本件各処分を不服として同処分 の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

- 第6 理 由
 - 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人は、派遣先事業場の営業社員がパワーハラスメント(以下「パワハラ」 という。)を繰り返す中、事務所の模様替えにより、ほこりを大量に被り、吸入 したため本件疾病を発症したと主張するので、以下検討する。
- (2)請求人は、ほこりについて、要旨、「○年○月○日及び同月○日に受付周辺の 模様替えが行われた際にほこりが舞い、その最中から咳が出始めた。」

と主張している。また、公開審理において、要旨、「同月〇日の午後及び同月〇日午前から午後〇時頃まで、派遣先事業場の社員が、受付エリアの請求人の就業場所近くの模様替え、客室の物入れ作り、パンフレットの棚入れなどの作業を行ったが、請求人は受付の席を離れずに仕事を続けていた。」と、陳述している。

そうすると、請求人の業務におけるほこりへのばく露期間は2日であり、ばく露した時間は、請求人の所定労働時間が午前〇時〇分から午後〇時までであるから、最大で〇年〇月〇日に6時間、同月〇日に5時間30分と認められるが、一件記録によってもほこりの量は不明であり、請求人のばく露の程度を確定するのは困難である。また、ほこりは日常生活の中にも存在し、請求人の主張する模様替えと同様の作業は日常生活の中で行われているところ、模様替えの作業を直接行った派遣先事業場の社員に請求人と同様の症状が出た者はいないことから、請求人の業務におけるほこりへのばく露の程度は、日常生活においてあり得る程度を超えて本件疾病発症の危険を有するものとは認められない。

次に、本件に関する医学的意見をみると、F医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「細菌感染によるもの又はアレルギーを伴うことにより本件疾病を発症と診断した。」と述べ、G医師は、同月〇日付け意見書において、「職場の模様替え後より症状を認めており、きっかけとなった可能性はあるが、関連性は不明。」と述べているが、F医師は、細菌感染及びアレルギーと請求人の

業務との関係について述べておらず、両医師の意見によっても、請求人の業務と本件疾病の関係は不明であると認められる。なお、F医師は、診療録において、要旨、「会社で模様替えをしてから誘発。」と業務でほこりにばく露したことにより発症したことをうかがわせる記載をしているが、請求人の自訴をそのまま記載したものであり、G医師の「きっかけとなった可能性はある」と述べていることを含め、本件疾病の症状発生の機会が業務中であったことをいうにとどまるものと認められる。

一方、H医師は、〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人のばく露期間及び作業状況から咳喘息を発症するほどの有害因子へのばく露があったとはいい難く、さらに同種労働者で同様の症状を訴えている者は確認されていないことから、請求人の業務が相対的に有力な原因とは認められない。」と述べているが、F医師及びG医師の意見並びに請求人の作業状況等を踏まえた意見であり、妥当なものと認められる。

- (3)請求人は、パワハラを受けることによるストレスが、本件疾病に関係していると主張しているところ、前記F医師及びG医師の意見書には、請求人に生じたストレスが本件疾病に関与しているとの記載はなく、H医師も、前記意見書において、要旨、「一般的にストレスは咳喘息の発作の要因の1つである」と述べた上で、本件疾病について、「請求人は、上司からの叱責等も発症の要因として申述しているが、医学的に本件疾病との因果関係は認められない。」と述べており、各医師の意見に照らし、請求人の主張は採用できない。
- (4)以上のとおり、請求人の業務が本件疾病の相対的に有力な原因になったと認めることもできないから、決定書理由に説示するとおり、請求人の本件疾病は 業務に起因することの明らかな疾病とは認められないものと判断する。

したがって、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。